

釜石市で、新たなスタートを。

2026
釜石市
版



岩手県外から釜石市にUIターンする
若者（40歳未満）が対象です

※令和8年3月14日以降に転入した方が対象となります

一般

基礎額

【世帯】25万円
【単身】15万円

加算額

【子育て加算】
18歳未満の子ども
1人につき 25万円
【18歳～25歳加算】
申請者が
26歳未満なら 5万円
【女性加算】
申請者が
女性なら 5万円

新卒者

基礎額

15万円

加算額

【18歳～25歳加算】
申請者が
26歳未満なら 5万円
【女性加算】
申請者が
女性なら 5万円

釜石市 若者UIターン 支援補助金

■移住元要件

<一般>

以下のア及びイの期間に県外に在住していた方
ア 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上
イ 住民票を移す直前に連続して1年以上

<新卒者>

以下のア・イ・ウを全て満たす方
ア 県外に所在する大学等（大学、大学院、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校等に在籍していたこと。
イ 転入直前の3年以内にアの大学等又は高等学校等を卒業・修了したこと。
ウ アの在籍期間中から住民票を移す直前まで、県外に在住していたこと。

お問い合わせはこちら

釜石市役所
オープンシティ・プロモーション室
〒026-8686 釜石市只越町3-9-13
☎ 0193-27-8463
✉ opencity@city.kamaishi.iwate.jp

移住後において満たすべき要件などがあります（下記のいずれかに該当）

- ・ 県内企業に就業（移住支援金対象求人／専門人材）
- ・ 岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けて起業
- ・ 移住する前からの業務をテレワークで継続
- ・ **釜石市が定める要件に該当**

詳細は裏面をご覧ください。

【一般】釜石市へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」および「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件> 次の3つ全てに該当

- 釜石市に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、岩手県外に在住
- 釜石市に移住する直前、連続して1年以上、岩手県外に在住
- 釜石市への移住時に住民票を岩手県外から異動

県就職マッチングサイト
「シゴトバクラシバいわて」



<移住後要件> 次のいずれか1つに該当

- 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
- 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
- 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から5年以上継続する意思がある
- 釜石市に移住する前からの業務をテレワークで継続
- 釜石市が別に定める要件に該当

釜石市が定める要件について（ア～エのいずれかに該当し、かつ、オ～カに該当する方）

- ア・釜石市暮らしお試し移住パック制度を利用したことがある方
- イ・釜石市出身者（2親等以内が釜石在住）の方
- ウ・固定資産税を釜石市に納めている方
- エ・釜石市の移住相談窓口で相談した上で転入した方
- オ・家業または市内の農林水産業に就農・就業する方
- カ・市長が認めた企業に就業した方（週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業）

【新卒者】釜石市へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」および「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件> 次の3つ全てに該当

- 釜石市に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校に在籍していたこと
- 釜石市への移住直前の3年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
- 釜石市への移住時に住民票を岩手県外から異動

<移住後要件> 次のいずれか1つに該当

- 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”（**新卒求人**）に就業
- 釜石市が別に定める要件に該当

釜石市が定める要件について（ア～イのいずれかに該当し、かつ、ウ～エに該当する方）

- ア・釜石市出身者（2親等以内が釜石在住）の方
- イ・釜石市の移住相談窓口で相談した上で転入した方
- ウ・家業または市内の農林水産業に就農・就業する方
- エ・市長が認めた企業に就業した方（週20時間以降の無期雇用契約に基づく就業）

▼提出する書類

① 転入の確認	住民票	✖	同一住所の方全員分	同棲など、同一住所に別世帯も一緒に住む場合は別世帯の方の住民票も必要です。		
② 居住歴の確認 (いずれか1つ)	住民票の除票		戸籍の附票	住民票の除票は移住元の市町村から、戸籍の附票は本籍地から郵送申請等で取得してください。		
③ 就労の確認 (いずれか1つ)	就労証明書	雇用されている方	テレワーク証明書	テレワークの方	起業支援金交付決定通知書	起業の方
④ 納税の確認	納税証明書	✖	18歳以上の同一住所の方全員分	移住元の市町村から、郵送申請等で取得してください。		
⑤ 申請書など (1~4すべて)	1. 申請書	2. 誓約書	3. 個人情報同意書	4. 振込口座記入用紙	オープンシティ・プロモーション室でお渡しします	
⑥ 本人確認 (いずれか1つコピー)	マイナンバーカード	運転免許証				
⑦ アンケート回答	県が実施する移住定住施策に関するアンケートに回答したことを証明する書類			右のQRコードから回答し回答完了メールをプリントアウトして提出して下さい		